

不適切な会計に関する調査報告書 -概論-

【不適切な会計に関する調査報告書とは】

- ・ 不適切な会計が発覚した際に作成される調査報告書である。

内部調査委員会報告書（社内調査委員会報告書）

- 社内の監査役や顧問弁護士等によって作成された報告書。
 - 身内によって作成された報告書のため、甘い報告書となりがち。「調査した」という外形を整えることを目的とした報告書に見えるものも多い。

第三者委員会報告書（社外調査委員会報告書）

- 企業から独立した弁護士や専門家等によって作成された報告書。
 - 日弁連の「企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン」に沿って、作成される。
 - 経営者等のためではなく、すべてのステーク・ホルダーのために作成された報告書のため、内部調査委員会の報告書に比べれば、格段に透明性の高い報告書である。

不適切な会計に関する調査報告書 -形式-

報告形式には、第三者委員会報告書と内部調査委員会報告書に大差ない。

-
- | | |
|---------------------|------------------------------------|
| ①第三者委員会の設置経緯 | → 不適切な会計に関する概要が記載されている箇所のみ、読む価値あり。 |
| ②調査期間、調査対象、調査方法及び前提 | → ほぼ定型文のため、読む価値なし。 |
| ③前提となる事実（会社概要） | → ④⑤を理解するために、軽く目を通す。 |
| <u>④調査により認定した事実</u> | → 本体。粉飾の実態が記載されており、最も読む価値あり。 |
| <u>⑤会計処理の適切性</u> | → 本体。読む価値あり。 |
| ⑥本件事案の問題点及び再発防止策の提言 | → ほぼ定型文のため、読む価値なし。 |
-

不適切な会計に関する調査報告書 -タイプ-



<オーナー型>

- オーナー兼経営者が、業績達成や裏金作りのために、不適切な処理を実行する。



<個人型>

- 役員や従業員等が、業績達成や私利私欲のために、不適切な処理を実行する。



<組織型>

- 社長・役員の指示によって会社単位で不適切な処理を実行する、もしくは部門長の指示によって部門単位で不適切な処理を実行する。